

沿岸くろまぐろ漁業の承認の 一斉更新の結果について

令和5年12月

広調委の承認制について（沿岸くろまぐる漁業）①

これまで

自由漁業（曳き縄漁業等）に**届出制**を導入
漁獲実績報告の義務化
 （平成23年4月から順次実施）

沿岸くろまぐる漁業の**実態把握**
 （漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、
 トン数階層等）

日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会
 の海域区分

太平洋広域漁業
 調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸くろまぐる漁業の**管理体制の強化**

平成26年4月1日以降

●届出制から**承認制**へ移行
 広域漁業調整委員会の指示
 に基づき**隻数制限**を導入

- 平成27年1月 更新1回目
- 平成29年1月 更新2回目
- 平成30年7月 更新3回目
- 令和2年7月 期間延長
- 令和3年4月 更新4回目
- 令和5年4月 更新5回目

都道府県	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4		H30.1	H30.7	R3.4	R5.4		H30.1	H30.7	R3.4	R5.4
北海道	863	844	835	832	石川県	985	298	289	289	山口県	1,647	1,119	1,059	965
青森県	1,938	1,723	1,641	1,618	福井県	282	268	250	240	徳島県	476	417	417	417
岩手県	99	0	8	10	静岡県	1,011	957	944	938	香川県	0	0	0	0
宮城県	31	9	21	21	愛知県	1	1	0	0	愛媛県	90	36	36	33
秋田県	174	131	131	131	三重県	990	877	838	806	高知県	2,692	2,142	1,802	1,715
山形県	150	142	139	138	京都府	264	264	247	245	福岡県	556	534	521	515
福島県	714	703	627	435	大阪府	11	6	6	6	佐賀県	45	45	45	45
茨城県	347	314	296	291	兵庫県	251	248	248	249	長崎県	2,503	2,457	2,455	2,453
千葉県	545	445	445	445	和歌山県	1,733	1,207	1,191	1,179	熊本県	114	59	59	59
東京都	515	444	431	418	鳥取県	580	56	56	56	大分県	139	28	21	21
神奈川県	297	277	265	259	島根県	1,002	960	957	957	宮崎県	568	567	568	548
新潟県	164	57	57	57	岡山県	0	0	0	0	鹿児島県	467	335	332	316
富山県	262	172	170	170	広島県	1	1	0	0	沖縄県	4	4	1	1
										合計	22,511	18,147	17,408	16,878

注1：黄色マーカーは承認数が1000以上の都道府県

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について（令和5年4月時点）

都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計	
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海		
北海道	225	607		832	石川県	289			289	山口県	965			965	
青森県	802	816		1,618	福井県	240			240	徳島県	10	327	80	417	
岩手県		10		10	静岡県		938		938	香川県				0	
宮城県		21		21	愛知県				0	愛媛県		33		33	
秋田県	131			131	三重県		806		806	高知県	111	1,604		1,715	
山形県	138			138	京都府	244	1		245	福岡県	515			515	
福島県		435		435	大阪府			6	6	佐賀県	45			45	
茨城県		291		291	兵庫県	248	1		249	長崎県	2,453			2,453	
千葉県		445		445	和歌山県	66	693	420	1,179	熊本県	59			59	
東京都		418		418	鳥取県	56			56	大分県		21		21	
神奈川県		259		259	島根県	957			957	宮崎県	41	507		548	
新潟県	57			57	岡山県				0	鹿児島	309	7		316	
富山県	170			170	広島県				0	沖縄県		1		1	
注1：黄色マーカーは承認数が1000以上の都道府県											合計	8,131	8,241	506	16,878

一斉更新後の各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐろ漁業承認数（令和5年4月時点）は以下のとおり

- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 : 8,131
- ・太平洋広域漁業調整委員会 : 8,241
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会 : 506

5 水管 第 2950 号
令和 6 年 2 月 8 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部変更（あかがれい日本海系群等 14 水産資源の別紙 3 の追加）について（諮問第 436 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号 (別紙)

漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針(令和二年農林水産省告示第千九百八十二号)の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

別紙 3-21 の次に、次の別紙を加える。

- 1 -

(別紙 3-22 あかがれい日本海系群)

第1 水産資源

水産資源の名称 あかがれい日本海系群

第2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うあかがれい日本海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第4 その他資源管理に関する重要事項

- 2 -

該当なし。

- 3 -

(別紙 3-23 きだい日本海・東シナ海系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 きだい日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の目標

国が行うきだい日本海・東シナ海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。
なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

- 4 -

(別紙 3-24 きんめだい太平洋系群 (東シナ海海域))

第 1 水産資源

水産資源の名称 きんめだい太平洋系群 (東シナ海海域)

水産資源の定義 きんめだい太平洋系群のうち、東シナ海において漁獲されるものをいう。

第 2 資源管理の目標

国が行うきんめだい太平洋系群の資源評価の対象に東シナ海海域が追加されるまでの間は、国の把握する東シナ海において漁獲される同系群のデータから算出される CPUE について、直近年 (2022 年) の水準の値 (355 kg/日) とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

- 5 -

該当なし。

- 6 -

(別紙 3-25 そうはち日本海南西部系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 そうはち日本海南西部系群

第 2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙 2 で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うそうはち日本海南西部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

- 7 -

該当なし。

- 8 -

(別紙 3-26 にぎす太平洋系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 にぎす太平洋系群

第 2 資源管理の目標

国が行うにぎす太平洋系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

- 9 -

(別紙 3-27 はたはた日本海北部系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 はたはた日本海北部系群

第 2 資源管理の目標

国が行うはたはた日本海北部系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

- 10 -

(別紙 3-28 ひらめ太平洋北部系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 ひらめ太平洋北部系群

第 2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙 2 で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うひらめ太平洋北部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

- 11 -

該当なし。

- 12 -

(別紙3-29 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群)

第1 水産資源

水産資源の名称 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うひらめ日本海中西部・東シナ海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第4 その他資源管理に関する重要事項

- 13 -

該当なし。

- 14 -

(別紙3-30 べにずわいがに日本海系群(大臣許可水域))

第1 水産資源

水産資源の名称 べにずわいがに日本海系群(大臣許可水域)

水産資源の定義 べにずわいがに日本海系群のうち、許可省令別表第1の日本海べにずわい漁業の項の中欄に掲げる海域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うべにずわいがに日本海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また農林水産大臣は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣への報告が行われるよう指導を行う。

- 15 -

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

- 16 -

(別紙3-31 まがれい日本海系群)

第1 水産資源

水産資源の名称 まがれい日本海系群

第2 資源管理の目標

国が行うまがれい日本海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

- 17 -

(別紙3-32 まだい日本海西・東シナ海系群)

第1 水産資源

水産資源の名称 まだい日本海西・東シナ海系群

第2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うまだい日本海西・東シナ海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第4 その他資源管理に関する重要事項

- 18 -

該当なし。

- 19 -

(別紙 3-33 やなぎむしがれい太平洋北部系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 やなぎむしがれい太平洋北部系群

第 2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙 2 で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うやなぎむしがれい太平洋北部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

- 20 -

該当なし。

- 21 -

(別紙 3-34 やりいか太平洋系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 やりいか太平洋系群

第 2 資源管理の目標

国が行うやりいか太平洋系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

- 22 -

(別紙 3-35 あかいか北太平洋漁業資源保存条約海域)

第1 水産資源

水産資源の名称 あかいか北太平洋漁業資源保存条約海域

水産資源の定義 あかいかのうち、北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第4条1の適用水域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

北太平洋漁業委員会（N P F C）での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北太平洋漁業委員会（N P F C）で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

- 23 -

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

- 24 -

資源管理基本方針の一部を変更する告示案について

令和 6 年 2 月
水 産 庁

- 第 1 今回の改正事項
資源管理基本方針の別紙 3 への新たな水産資源の追加
このほか、必要な附則を規定する。
- 第 2 今後のスケジュール
3 月中 官報掲載

【変更事項】資源管理基本方針の別紙3への新たな水産資源の追加

資源管理基本方針の別紙3は、「特定水産資源以外の水産資源の資源管理方針」を定める別紙であり、漁獲可能量（TAC）による数量管理は行われていない水産資源の資源管理方針を規定している。

今般、漁獲可能量による数量管理は行われていないものの、国による資源評価が行われ、漁業者による自主的な資源管理措置が導入されている国内資源のうち、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業等の主対象種である以下の(1)から(13)までの水産資源及びいか釣り漁業の主対象種である以下の(14)の水産資源の資源管理の目標を定め、当該水産資源を別紙3に追加する。なお、追加する各資源の概要は別紙のとおり。

- (1) あかがれい日本海系群
- (2) きだい日本海・東シナ海系群
- (3) きんめだい太平洋系群（東シナ海海域）
- (4) そうはち日本海南西部系群
- (5) にぎす太平洋系群
- (6) はたはた日本海北部系群
- (7) ひらめ太平洋北部系群
- (8) ひらめ日本海中西部・東シナ海系群
- (9) べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）
- (10) まがれい日本海系群
- (11) まだい日本海西・東シナ海系群
- (12) やなぎむしがれい太平洋北部系群
- (13) やりいか太平洋系群
- (14) あかいか（北太平洋漁業資源保存条約海域）

資源管理基本方針における別紙3の改正概要について

・別紙3に記載する主な項目は①水産資源の名称・定義、②資源管理の目標、③漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

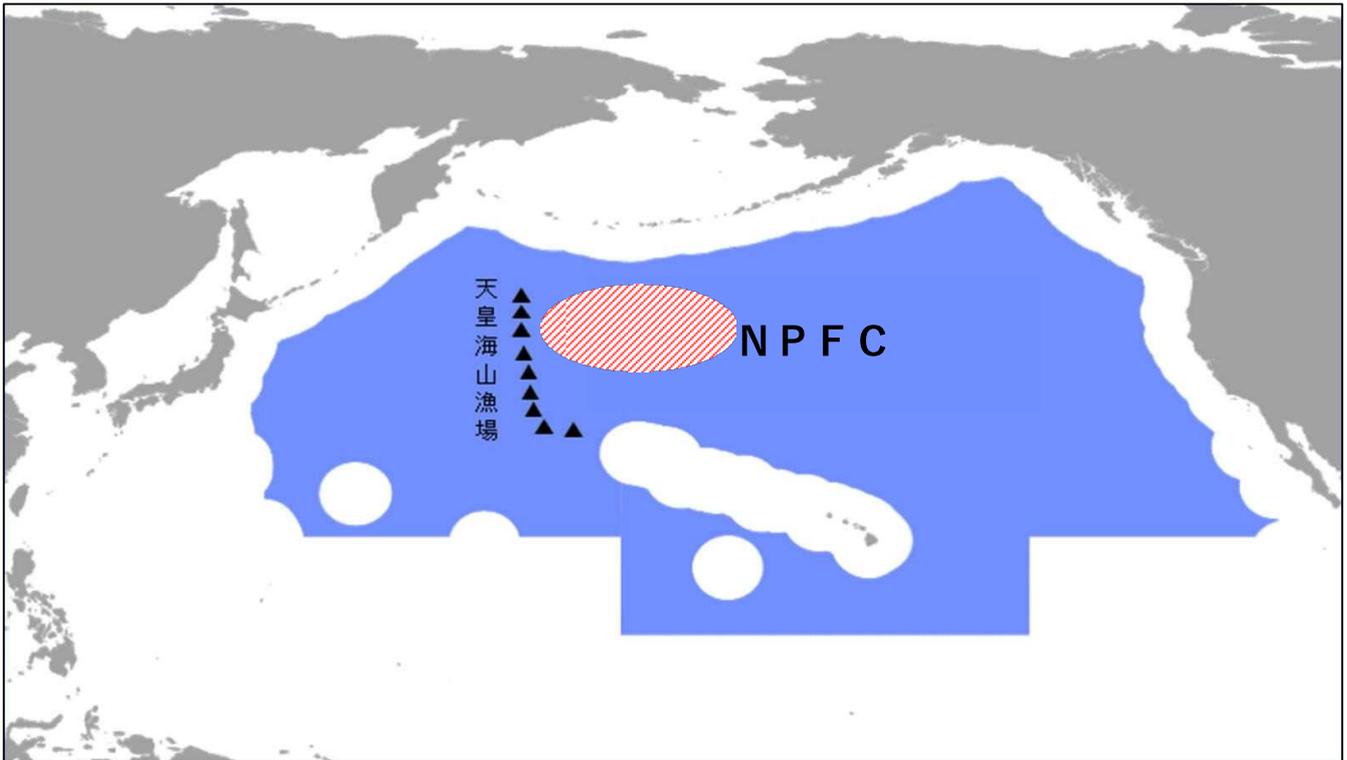
(別紙)

項目	国内資源				
	別紙3-22 あかがれい 日本海系群	別紙3-23 きだい 日本海・東シナ海系群	別紙3-24 きんめだい 太平洋系群 (東シナ海海域)	別紙3-25 そうはち 日本海南西部系群	別紙3-26 にぎす 太平洋系群
資源管理の目標	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うあかがれい日本海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	国が行うきだい日本海・東シナ海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	国が行うきんめだい太平洋系群の資源評価の対象に東シナ海海域が追加されるまでの間は、国の把握する東シナ海において漁獲される同系群のデータから算出されるCPUEについて、直近年(2022年)の水準の値(355kg/日)とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うそうはち日本海南西部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	国が行うにぎす太平洋系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また農林水産大臣は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

項目	国内資源				
	別紙3-27	別紙3-28	別紙3-29	別紙3-30	別紙3-31
	はたはた 日本海北部系群	ひらめ 太平洋北部系群	ひらめ 日本海中西部・東シナ海系群	べにずわいがに 日本海系群 (大臣許可水域)	まがれい 日本海系群
資源管理の目標	国が行うはたはた日本海北部系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うひらめ太平洋北部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うひらめ日本海中西部・東シナ海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うべにずわいがに日本海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	国が行うまがれい日本海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

項目	国内資源			国際資源
	別紙3-32	別紙3-33	別紙3-34	別紙3-35
	まだい 日本海西・東シナ海系群	やなぎむしがれい 太平洋北部系群	やりいか 太平洋系群	あかいか 北太平洋漁業資源保存条約海 域
資源管理の目標	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うまだい日本海西・東シナ海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うやなぎむしがれい太平洋北部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	国が行うやりいか太平洋系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	北太平洋漁業委員会(NPFC)での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。
漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	北太平洋漁業委員会(NPFC)で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進する。

資源管理基本方針に追加する国際資源（アカイカ）の管理海域図（令和6年2月改正）



別紙3-35 あかいカ（北太平洋漁業資源保存条約海域）

【  主漁場】